

# 非課税上場株式等管理に関する約款

平成28年1月  
株式会社 十六銀行

## (約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社十六銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

## (非課税口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該廃止通知書を受領することができません。
- なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。
- 2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。
- 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
  - 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- 6 当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

## (非課税管理勘定の設定)

- 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年(以下「提出年」といいます。))において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

## (非課税管理勘定における処理)

- 第4条 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録は、非課税管理勘定において処理いたします。

## (非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされるものに限り、)のみを受け入れます。
- 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(Aの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をい、Bの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い時の金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの
    - 受入期間内に当行で募集、買付けの申し込みにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託(以下、「株式投資信託」といいます。)で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
    - 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる株式投資信託
  - 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

(譲渡の方法)

第 6 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録がされている上場株式等の譲渡は当行への売り委託による方法、当行に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の10第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を經由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 7 条 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。)には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取り扱うものとします。

- ① 第5条第1号Bに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限り、)
- ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の振替口座簿への記載若しくは記録に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り、)

(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

第 9 条 当行は、第5条第1号Bおよび前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号または第2号の定めるところにより行います。

(非課税口座取引である旨の明示)

第 10 条 お客さまが受入期間内に、当行での募集、買付けの申し込みにより取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り、)。

2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。

(取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)

第 11 条 お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円に達するまでは非課税口座に、120万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れます。

2 前項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。

(契約の解除)

第 12 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国の日
- ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき

(合意管轄)

第 13 条 お客さまと当行との間のこの約款に基づく取引に関する訴訟、調停等については、当行の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 14 条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときにはお客さまに通知することなく改定されることがあります。

2 お客さまに対し、従来の権利を制限し、または新たな義務を課すことになる改定を行う場合には、その内容を通知いたします。

3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合等には、当行ホームページ等への掲載等によって代えることがあります。

4 前2項の通知または掲載等が行われた後、当行があらかじめ定める日までにお客さまからの異議の連絡がない場合は、約款の変更にご同意いただいたものとみなされます。